

第2次千葉県文化芸術推進基本計画

～誰もが文化芸術に親しめる千葉～
(令和7年度～13年度)

概要版

令和7年3月
千葉県

第2次千葉県文化芸術推進基本計画 令和7年3月

策定・発行 千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-2408

FAX 043-224-2851

千葉県ホームページ「ちば文化交流ボックス」
千葉県の文化芸術の情報はこちらを御覧ください



第2次千葉県文化芸術推進基本計画(令和7年度～13年度)の概要

第1章 計画の策定にあたって

◎文化芸術の考え方

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものであり、個人や様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する心のよりどころとなります。県では、県民の皆さん誰もが文化芸術に触れ、誰もが自信を持って表現できるよう、文化芸術の発展につながる取組を進めていきます。

◎計画策定の趣旨

前計画での取組状況、諸情勢の変化や課題を踏まえ、目指す姿の実現に向け文化芸術の振興に取り組む施策を展開するため新たな計画を策定しました。

◎計画の位置付け

- 文化芸術基本法第7条の2に定める「地方文化芸術推進基本計画」
- 千葉県文化芸術の振興に関する条例 第7条に定める「文化芸術推進基本計画」
- 千葉県総合計画の分野別計画

◎計画の期間 令和7年度～13年度(7年間)

第2章 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題

◎文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

【国及び県の動向】

「博物館法」、「文化財保護法」等の関連法令の改正や「文化芸術基本計画(第2期)」の策定、組織改正等

【取り組むべき課題】

- 文化芸術は身近なものではないという印象
- 千葉県誕生150周年記念事業の取組の継承と文化芸術による地域の活性化等

第5章 推進体制・進行管理

◎関係機関等との連携

主な関係者に期待される役割について整理しました。

◎計画の進捗状況の評価等

毎年度、基本指標及び施策の柱ごとの指標に基づき評価し、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

第3章 施策の方向性【目指す姿】誰もが文化芸術に親しめる千葉

◎本計画を推進するための「3つの視点」

視点1 ちばの文化芸術を担う「人づくり」

子どもや若者をはじめとする県民が広く文化芸術に親しみ本県の文化芸術に対する誇りと愛着を育み、また、本県で育まれてきた文化芸術を次代に受け継ぎ発展させていくため、豊かな感性や想像力を備えた人づくりに取り組みます。

さらに、国内外で活躍する県ゆかりのアーティストを輩出するため、才能豊かな人材の発掘や支援に取り組みます。

視点2 ちばの文化芸術に親しむ「環境づくり」

子どもや若者をはじめとする県民の誰もが文化芸術に親しみ、文化芸術に出会い、参加し、楽しみながら自己表現する機会を充実させるとともに、障害の有無や年齢、国籍等に関わらず、誰もが生涯にわたって文化芸術を享受できる環境づくりに取り組みます。

視点3 ちばの文化芸術を生かした「地域づくり」

県民による様々な文化芸術活動やちばの多様な文化資源を生かし、観光・まちづくりなどの他分野と連携することで新たな文化芸術の価値を創造することや、本県の文化芸術の魅力を県内外に発信する等、文化芸術を生かした地域づくりに取り組みます。また、地域的好事例の共有や地域間の交流・連携を促進するなど、横展開に取り組みます。

第4章 施策の内容

| 施策の柱 | 施策の展開 | 取組内容 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|
| 1 県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実 | ①誰もが文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進 | ○身近な日常の中にある文化芸術の普及・啓発の実施 ○文化施設等における公演や展覧会等の充実 ○文化施設等以外での文化芸術に触れる機会の提供 ○わかりやすい文化芸術情報の提供 |
| | ②誰もが表現者として、生涯にわたり文化芸術を楽しむことのできる環境整備 | ○誰もが文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会の提供、交流の場づくり ○誰もが生涯をとおし、文化芸術を体験・学習する機会の充実 |
| | ③子ども・若者の文化芸術活動の充実 | ○子どもたちが文化芸術に触れ親しむための環境づくり ○学校教育における文化芸術活動の充実 |
| | ④文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用 | ○文化芸術活動の担い手の発掘・育成 ○文化芸術を支える人材の確保・育成と活用 |
| | ⑤文化施設等(文化会館、美術館・博物館等)の機能の充実・多面的な活用 | ○文化芸術活動拠点としての利用環境の充実 ○文化施設等における多様な利用者に対応する環境の整備 |
| | ⑥持続可能な文化芸術活動の推進 | ○文化芸術分野において環境負荷の低減を意識した活動の推進 ○文化芸術活動推進にあたっての多様な支援・財源確保方策の周知等 |
| 2 文化芸術を通じた連携・協働 | ①様々な関係者による文化芸術のネットワークの構築、文化交流の推進 | ○文化芸術関係者のネットワークの構築促進と活性化の推進 ○芸術家・文化人や文化芸術団体、県民、市町村との交流・連携の強化【再掲】(柱1⑤) ○文化施設等の学校教育や多分野での活用促進【再掲】(柱1⑤) ○千葉県誕生150周年記念事業により得られた新たな文化資源やネットワークの活用【再掲】(柱4②) |
| | ②観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化 | ○本県固有の歴史・伝統・食文化等と観光の連携促進 ○文化施設等の学校教育や多分野での活用促進【再掲】(柱1⑤) ○文化的景観等の保存と活用の推進【再掲】(柱3③) ○「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用【再掲】(柱4①) |
| 3 多様な伝統文化の保存・継承・活用 | ①ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供 | ○伝統的な文化や芸能に触れる機会の提供 ○本県固有の歴史・伝統・食文化等と観光の連携促進【再掲】(柱2②) |
| | ②伝統文化の保存・継承 | ○伝統文化の保存や後継者育成 |
| | ③文化財・文化的景観等の保存と活用 | ○文化財の保存に配慮した活用の推進 ○本県固有の歴史・伝統・食文化等と観光の連携促進【再掲】(柱2②) ○「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用【再掲】(柱4①) |
| 4 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信 | ④伝統文化を担う子ども・若者の育成 | ○児童生徒に対する伝統文化に触れる機会の提供 ○子どもたちが文化芸術に触れ親しむための環境づくり【再掲】(柱1③) |
| | ①「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成 | ○「県民の日」など様々な機会を利用した「ちば文化」の魅力発信 ○「千葉の海」の魅力発信 ○「発酵文化」の魅力発信 ○「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用 ○文化的景観等の保存と活用の推進【再掲】(柱3③) |
| | ②新たな「ちば文化」の創造 | ○新たな文化芸術の発掘・発信 ○千葉県誕生150周年記念事業により得られた新たな文化資源やネットワークの活用 ○国際交流を通じたネットワークの構築促進と地域活性化【再掲】(柱2①) ○ICTの積極的な活用 ○最新のテクノロジーを取り入れた新たな文化芸術の促進 ○古くから守り伝えられてきた伝統文化及び地域固有の文化と国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等による新たな文化の創造 |